

中小企業の経営革新と連携組織の活性化を応援する活性化情報誌

Publicity magazine for small and medium-size enterprise
Chushokigyo-chiba

中小企業ちば

Contents [Index]

P.3 活動予定

中央会の主な事業等活動予定（2月）

P.4 チャレンジ組合ちば ～連携支援の現場から～

経営者が知っておくべき働き方改革関連法について（千葉県中小企業団体レディース中央会）

P.6 全国先進組合事例

「まちなか本箱」で地域交流を促進する商店街組合事業（桐生市本町六丁目商店街振興組合）

P.7 組合Q&A

監事の職務内容について

P.8 シリーズ「躍進企業」

株式会社テラコン（千葉県コンクリート製品協同組合）

P.10 景 況

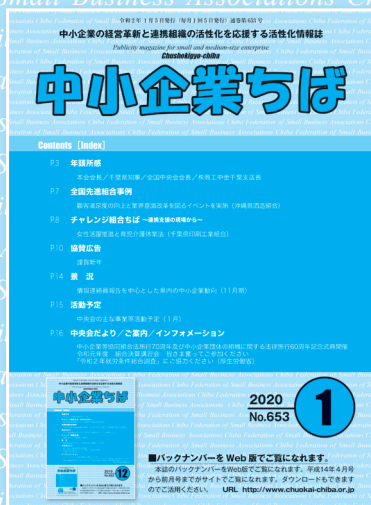
情報連絡員報告を中心とした県内の中小企業動向（12月期）

P.12 中央会だより

官公需普及促進懇談会 開催／消費税軽減税率対策講習会 開催
商業4団体合同委員会 及び 県内商業4団体と県との意見情報交換会 開催

P.13 インフォメーション

令和2年度（2020年度）中小企業・小規模事業者関係 税制改正について（中小企業庁）
台風19・20・21号の災害に伴う雇用調整助成金の特例措置について（厚生労働省・千葉労働局）



2020
No.654

2

■バックナンバーを Web 版でご覧になれます。

本誌のバックナンバーをWeb版でご覧になれます。平成14年4月号から前月号までがサイトでご覧になれます。ダウンロードもできますのでご活用ください。 URL <http://www.chuokai-chiba.or.jp>

中央会の主な事業等活動予定（2月）

令和2年1月16日現在

月日	曜日	内 容	担当部署
■ 中小企業連携組織対策事業			
2/ 4	火	連携組織活性化研究会 対象：臼井ショッピングセンター協同組合	商業連携支援部 ☎043・306・3284
		連携組織活性化研究会 対象：千葉県化粧品小売協同組合	
2/ 7	金	組合等新分野開拓支援事業 対象：千葉県生コンクリート工業組合	工業連携支援部 ☎043・306・2427
2/16 23	日	組合等新分野開拓支援事業 対象：千葉県鍼灸マッサージ協同組合	商業連携支援部
2/19	水	連携組織活性化研究会 対象：銚子水産加工連協同組合	工業連携支援部
2/20	木	連携組織活性化研究会 対象：千葉県木材市場協同組合	
2/21	金	青年部研究会 対象：千葉県電設資材卸業協同組合	
2/22	土	連携組織活性化研究会 対象：千葉県テントシート工業組合	
■ 組合等の情報提供事業			
2/25	火	令和元年度情報連絡員会議	業務推進部 ☎043・306・3283
■ 金融対策・支援			
2/ 5	水	金融懇談会 株式会社商工組合中央金庫千葉支店・松戸支店	工業連携支援部
■ 千葉県商店街若手リーダー養成事業			
2/17	月	ふさの国商い倶楽部 幹事会・総会及び講習会	商業連携支援部
■ 全中補助事業			
2/ 3	月	令和元年度外国人技能実習適正化事業 第2回適正化講習会 対象：外国人技能実習生共同受入事業実施組合	設立支援部 ☎043・306・3285
■ 団体支援事業			
2/ 6	木	千葉県中小企業団体事務局責任者協会 第13回通常総会	経営支援部 ☎043・306・3282
2/ 7	金	関東甲信越静岡ブロック中小企業青年中央会 第2回代表者会議	工業連携支援部
2/13	水	令和元年度商業四団体合同新春講演会及び賀詞交歓会	商業連携支援部
2/20	木	千葉県異業種交流融合化協議会 第2回農業交流研究会	工業連携支援部
■ その他			
2/13 14	木 金	令和元年度第2回 関東甲信越静岡ブロック中央会指導員等研究会	総務部 ☎043・306・3281

このコーナーでは、連携組織の活性化に意欲的に取り組む県内の組合事例等をご紹介します！

事業の概要

補 助 事 業 名	平成30年度女性経営者等交流会			
対 象 組 合 等	千葉県中小企業団体レディース中央会			
	▼組合データ			
	会 長	田村 哲子	住 所	千葉市中央区富士見 2-22-2
	設 立	平成 14 年	業 種	異業種
	会 員	14人		
テ ー マ	経営者が知っておくべき働き方改革関連法について			
担 当 部 署	千葉県中小企業団体中央会 商業連携支援部（TEL 043-306-3284）			
専 門 家	望月社会保険労務士法人 代表 望月 由佳（特定社会保険労務士）			

背景と目的

「『一億総活躍社会』の実現に向けて、働く方々がそれぞれの事情に応じた多様な働き方を選択できる社会を実現する働き方改革を総合的に推進するため、長時間労働の是正、多様で柔軟な働き方の実現、雇用形態に関わらない公正な待遇の確保等のための措置を講じる。」ことを旗印に、2016年9月から2017年3月まで全10回にわたる「働き方改革実現会議」での議論を経て「働き方改革実行計画」が纏められ、これを踏まえて、2018年7月6日に「働き方改革を推進するための関連法律の整備に関する法律」が公布されました。主な内容として、「労働時間法制の見直し」と「雇用形態に関わらない公正な待遇の確保」が掲げられ、労働基準法をはじめとする関連法令の改正が行われることとなりました。特に、労働時間管理の在り方や年次有給休暇の取扱いについては、経営者として、正確に理解し対応を検討しておく必要があることから、「第2回女性経営者等交流会」の場をお借りして、改正内容と事業所としての

対応策等について、以下の流れでお話をさせていただきました。

主な改正内容と施行時期

1. 労働時間法制の見直しについて

- ① 残業時間の上限の規制
- ② 年5日の年次有給休暇取得の義務付け
- ③ 高度プロフェッショナル制度の創設
- ④ フレックスタイム制の拡充
- ⑤ 勤務間インターバル制度の導入（努力義務）
- ⑥ 労働時間の客観的な把握の義務付け
- ⑦ 産業医・産業保健機能の強化
- ⑧ 月60時間超の残業に対する割増賃金率の引上げ

【施行日】①大企業2019年4月1日、中小企業2020年4月1日、②⑦大企業、中小企業ともに2019年4月1日、⑧中小企業2023年4月1日（大企業は施行済）

2. 雇用形態に関わらない公正な待遇の確保

- ① 不合理な待遇差をなくすための規定の整備
- ② 労働者に対する待遇に関する説明義務の強化

- ③ 行政による助言・指導等や行政ADRの規定の整備

【施行日】①③大企業2020年4月1日、短時間労働者・有期雇用労働者の規定について、中小企業2021年4月1日

主要な法改正事項のポイント

1. 年5日間の年次有給休暇取得の義務付け

年次有給休暇の取得は、原則として労働者が自ら申出をすることによって取得することとされていますが、今回の改正によって、「年10日以上、年次有給休暇が付与されている労働者に対して、その日数のうち5日については、使用者が時季を指定して取得させる」という業種や規模に関わらず全ての企業に義務付けられ、2019年4月1日から施行されました。これは、管理監督者や有期雇用労働者、比例付与の対象となっているパートタイム労働者等にも適用されます。事業所としては、対象者毎に年次有給休暇を付与した日から1年以内に5日を取得させる必要がありますので、管理簿等を作成し、正確に管理していくとともに、その管理簿については3年間

保存する必要があります。また、

時季指定の対象となる労働者の範囲や時季指定の方法等については、就業規則の記載事項ですので、

就業規則の作成義務がある事業所

については、この内容について規定

を設け、所轄労働基準監督署長

に届出をする必要があります。勿

論、本人からの申出や事業所の計

画的付与による取得についてもこ

の「5日」にカウントされますので、

1年間の年次有給休暇の取得

について予め見通しを立てて取得

を推進していくことが大切です。

2. 労働時間の客観的な把握の義務付け

務付け

これまで「労働時間の客観的な

把握」は、主として、割増賃金の

適正な支払いを目的とするもので

あったため、裁量労働制の適用者

や管理監督者については対象外で

した。しかし、今回の改正では、「健

康管理の観点から、これまで対象

外となっていた者も含めて、すべ

ての人の労働時間の状況を客観的

な方法その他適切な方法で把握す

ること」が事業主に義務付けられ

ました。そして、労働時間の状況

を客観的に把握することで、長時

間労働を行った労働者に対して医

師による面接指導を確実に行って

いくことを狙いとしています。長

時間労働による過労問題への対応

策として強化されたところです。

3. 残業時間の上限規制

中小企業については、2020

年4月1日から施行となります

が、時間外労働の上限は、法律上、

原則として「月45時間、年360

時間」となり、臨時的な特別な事

情がなければこれを超えることは

できません。また、「時間外労働

と休日労働の合計」については、

単月で「100時間未満」、2

6ヶ月平均で全て1ヶ月あたり

「80時間以内」としなければなら

ない等、より正確な管理が必要に

なってきます。そして、時間外労

働・休日労働を行わせるためには、

時間外・休日労働に関する労使協

定（36協定）の締結・所轄労働基

準監督署長への届出が必要です。

また、臨時的な特別な事情があり

労使で合意する場合（特別条項付

きの36協定）であっても、「年

720時間以内」「月45時間を超

えるのは、年6ヶ月が限度」等、

制限があります。違反した場合の

罰則規定も設けられましたので、

十分に注意していくことが必要

です。

働き方改革への対応

法違反が判明しますと、是正勧

告が行われ、それに対して、是正

や改善が認められない場合や悪質

性が高い場合などは書類送検等が

行われます。是正勧告の事例とし

ては、次のようなものがあります。

【労働時間関係】

・ 36協定の届出をせずに法定労働

時間を超えて労働させたもの

・ 36協定の届出をしているが、協

定した労働時間の範囲を超えて労

働させたもの

・ 36協定の有効期間が切れている

もの等々

【割増賃金関係】

・ 割増賃金を支払わずに時間外労

働をさせたもの

・ 管理監督者に深夜労働に対する

割増賃金を支払っていないもの

・ 割増賃金の算定基礎に各種手当

を含めず、基本給のみとしている

もの

・ 年俸制を理由に割増賃金を支

払っていないもの

・ 固定残業代を採用し、それを超

過する時間分を支払っていないも

の等々

真の「働き方改革」とは？

今回の法改正によって、事業所

として取り組むべき課題がいくつ

か見えてきたと存じます。勿論、

コンプライアンスの観点から対応

していくことにはなるのですが、

少し視点を変えて、これを機会に、

御社の真の「働き方」について改

めて考えてみては如何でしょう

か。社員の皆さまにどのように成

長していつてほしいか、そのため

にどのような働き方が望まれる

か、また、社員の皆さまは、何の

ために働いているのか、働き方に

ついてどう考えているか等々、面

談やミーティングを通して、様々

な意見を聴き、会社の成長とともに

に社員の皆さまの生き活きとした

働き方を再構築してみることとも

将来的にとっても意義のあることか

もしれません。「働く」ことは「傍

を楽にする」こと等とも言われま

す。真の「はた楽」方改革を推進

されますことを祈念いたしております。

（特定社会保険労務士

望月 由佳）

テーマ 特色ある活動

「まちなか本箱」で地域交流を促進する商店街組合事業

桐生市本町六丁目商店街振興組合

「まず参加してみよう」という気にさせる組合員の身の丈に合った運営ルールの設定と、理事会決議から事業開始までの事業推進のスピード感が事業の実現性を高めた。

背景・目的

組合は商店街の活性化を目的の1つとして活動しているが、設立当時から47年が経過し、組合員を取り巻く環境も大きく変化してきた。人口減少に伴い組合員数および各店舗への来店客数はともに減少傾向となり、商店街の活性化のためには、訪れた人達が気軽に店舗に入れるきっかけづくりが必要だと感じていた。

取組みの手法と内容

本事業のきっかけは、市内の1店舗の店主が、推薦する本の貸し出しを始めたことである。桐生市では図書館がミニセミナーを開催するなど前例があり、市民が本についての

親しみを持つ文化も相まって、当組合では組合員店舗による自薦本の貸し出しの新事業活動を企画した。

「まちなか本箱」は前例がない独自の活動であったが、商店街振興組合として多店舗が参加することで、個店の活動では得られない相乗効果を目指した。各店主が独自色を出して本を取り揃えることが各店舗の特徴となり、来店客もそれぞれの店主の工夫に興味を湧く。借りた客は読書感想のメッセージを添えて本を返却するが、「まちなか本箱」ののぼりがある店舗であれば他の店舗への返却ができるという基本ルールを設けたことで、客と店主との新たな接点が生み出された。店舗が事業に参加するためには本箱を店頭に1つ準備し、のぼりを組合から借りて設置するだけ。そのような手頃感もあり、2年前の事業開始時は12店舗であった参加数は、現在23店舗に増え、今後も増加が見込まれる。参加店舗のなかには組合員ではない市

内の店舗も増えている。今後も組合が始めた事業活動は、市内全体に広まることが期待されている。

しかし独自の取組みであることから事業内容の周知度は不十分であり、事業としての継続性や多くの参加者や利用者に広めることが今後に向けての課題となっている。

成果とその要因

組合理事会で事業活動の基本方針を決定したが、活動の内容については「まちなか本箱」の参加者が独自性を出すことを推奨している。参加に際しての準備が簡単であることを重視し、参加者にとっては参加し



店先に掲げるのぼりとメッセージしおり



まちなか本箱を利用する様子

やすい運営方法とすることに組合として配慮した。結果的に組合員以外にも参加できる方式が提供でき、市内全体への波及効果が期待できる。

桐生市本町六丁目商店街振興組合

住所：〒376-0031
群馬県桐生市本町6丁目385番地1
設立：昭和46年8月
出資金：1,800千円
電話：0277-46-4178
URL：<http://www.hon6.com/>
業種：異業種
組合員：57人

組合 Q & A

監事の職務内容について

【 Q 】 監事は、総会に提出する決算書だけを監査していれば良いのですか？

【 A 】 監事は、原則として業務監査（理事の職務執行の監査）を行わなければなりません（中協法第 36 条の 3 第 2 項）。ただし、組合員の総数が 1,000 人を超えない組合であって、定款により監事の監査の範囲を会計に関するものに限定している場合には、業務監査を行う必要はありません。（中協法第 36 条の 3 第 4 項）。

また、業務監査、会計監査以外の監事の職務については、下表をご確認下さい。

項 目	業務監査付与監事	会計監査限定監事
理事会への出席	義務（383 条 1 項）	任意（389 条 7 項）
出席した理事会議事録への署名または記名押印	必要	必要
理事会の招集手続の省略のための同意（全員）	必要	不要
理事が提出した総会議案・書類に関する調査結果の報告	法令、定款違反若しくは、著しく不当な事項がある場合、報告義務（384 条）	必要（389 条 3 項）
総会への監事の選任に関する議案を提出するための同意（過半数）	必要（343 条）	必要
総会へ理事会決議による役員の責任免除に関する定款変更議案を提出するための同意（全員）	必要	必要ではない
定款規定に基づく理事の責任免除についての理事の同意を得る場合及び理事会への当該責任免除議案を提出するための同意（全員）	必要	必要ではない
総会における監事の選任、解任・辞任または報酬への意見陳述	可能（345 条 1 項、387 条 3 項）	可能（345 条 1 項、387 条 3 項）
理事に対する、監事の選任を総会の目的とすることまたは総会への監事の選任に関する議案の提出請求	可能（343 条 2 項）	可能（343 条 2 項）
理事会の招集請求	可能（383 条 2 項）	不可（389 条 7 項）
理事会での意見陳述	義務（383 条 1 項）	任意（389 条 7 項）

注：（ ）内は中協法第 36 条の 3 によって準用される会社法の条文を掲載

監事の職務及び権限（中協法第 36 の 3）は、表のとおり、監事の業務監査権限の有無によって異なりますので、注意が必要です。

～中小企業組合質疑応答集（全国中小企業団体中央会編）より転載～

テーマ

3Dプリンターを活用した模型作成によるコンクリート製品の企画提案や製品開発

千葉県コンクリート製品協同組合員企業

株式会社 テラコン

本会では、県内中小企業の「経営革新」への取り組みについて、「中小企業等経営強化法」に基づく「経営革新計画」の策定支援を行っています。

このコーナーでは、本会の会員組合の中から、自社の創意と熱意が込められた「経営革新計画」の策定にチャレンジし、千葉県知事から承認された企業事例をご紹介します。

経営革新計画とは？

「経営革新計画」とは、「中小企業等経営強化法」に基づき、中小企業者が作成する、新商品の開発や新たなサービス展開などの取り組みと具体的な数値目標を含んだ3年から5年の「ビジネスプラン」のことです。この計画を千葉県に申請して承認を受けると、政府系金融機関の低利融資、信用保証の特例、特許関係料金減免等の他、ちば中小企業元気づくり助成事業（市場開拓助成／新商品・新技術・特産品等開発助成）の対象となります。

申請のいきなりおっ？

当社は、昭和28年印旛郡酒々井町に寺田コンクリート(有)として創業し、昭和42年に印旛郡富里村（現在の富里市）に移転。昭和61年に株式会社

社へ改組し、名称を(株)テラコンへ変更しました。創業以来60年以上、道路用コンクリート製品の開発・製造を中心に事業を展開しています。

当社の製品は土木建築向けが大半を占め、宅地造成向けは一部しかありません。また、主製品である道路用の側溝や擁壁は利益率が低く、薄利多売の事業スタイルから脱却するとともに、高付加価値製品へのシフトが必要と考えていました。

また、既存の顧客やその周辺からも、「このような製品（イメージ）は出来ないか」「パソコン上で見るより現物の立体的なサンプルを見たい」「絶版品や壊れてしまったものと同じものを作って欲しい」等の要望が多く寄せられています。

そこで当社は、顧客の求める製品の見える化を実現するため、将来的に3Dプリンターを活用したコンクリート製品の企画開発に取り組みことを計画しました。これにより、提案力の強化を目指すと同時に、今後は土木建築分野だけではなく、新たに宅地造成やリフォーム業界等の川上にも事業を展開し、売上拡大と収益力の向上に結びつけたいと考えています。

テーマは？

1. テーマ

『3Dプリンターを活用した模型作成によるコンクリート製品の企画提案や製品開発』

2. 計画期間

▽平成30年9月～令和3年9月（4年計画）

新たな取り組みの特徴は？

▼コンクリート製品の製造工程と海外の現状

コンクリート製品は、金型（型枠）に生コンクリートを流し込み、振動を加えることで締固め、高温高圧の蒸気によって早期にコンクリートの強度を養生し製品を製造します。また、海外では3Dプリンターで住宅・オフィス・橋などが製造販売されているほか、3Dプリンターで作られた金型（型枠）による製品の成形も始まっています。

▼現在の問題点と検討課題

①金型に制約を受ける製造体制からの脱却

□当業界は公共工事の依存が高く、金型や納期等の物理的制約が多く、新技術導入は進んでいない状況。□当社も公共工事の割合は売上全体の6割を占め、平均2ヵ月の納期が求められる。□金型作成が伸び納期が遅れると、発注取り消し等による売上への影響が大きい。

②付加価値の高い製品開発と新サービスの提供

□顧客の求める付加価値の高い製品を提供する

ことで収益力を高める必要がある（薄利多売型ビジネスからの脱却）。**☑コンクリート製品の製造には金型が必要となるため、顧客が求める一点ものなど、高付加価値製品の対応にはコストや納期等の条件面による制約が多い。**

③新市場の開拓

☑現在の主戦場は土木建築向けが大半であり、競合が多く利益率も低い（道路用の側溝や擁壁は、1kg当たり20円程度の売上しか望めず、相対的に利益率が低い）。☑今後は利益率の高い製品分野の市場を開拓していく必要がある。

▼新たな取り組み

顧客が抱く製品イメージをヒアリングし、3Dプリンター技術による提案（短期間で立体模型を複数試作し顧客に提案）を行うことで、実際の製品開発や受注の裾野拡大を図ります。

また、絶版品や壊れてしまったエクステリア製品等の1点もののプレキャスト製品にも対応し、宅地造成やリフォーム分野などの新たな顧客からの受注を可能とします。

▼具体的な取り組み・対策等

①新技術の習得

☑現在市販されている業務用ハイクラスの3Dプリンターを競合他社に先駆けて一早く導入し、従業員に造形技術を習得させ、模型の造形から始めていく（大手ゼネコンが開発した最新の3Dプリンターはまだ市販化前の段階）。

☑工業品を製造するには技術や製造ノウハウが必要であり、JISに準じる厳格な資格審査や高度な技術の充足と製品施工の取り回しなどのユーザビリティも重要な要求事項とされる。そ

のため、3Dプリンターを導入したからといってすぐさま簡単に製造することは難しい。まずは、実体に近い製品模型の制作スキルと3Dプリンターの操作スキルを向上させる。

②新たな役務の提供の方法と事業活動

☑顧客のイメージする製品の模型を3Dプリンターにより複数作成し、金型発注前に顧客に提案するサービスを提供する。これにより、自由度の高いデザインにも対応でき、自社開発のプロック塀や車輪止め等のオリジナル品を含む高付加価値製品の提供が可能になる。同時に、様々なコストメリットが期待できる（今までは最終製品が顧客のイメージと異なる場合、金型の作り直し等のロスが発生していた。また、1点ものや絶版品等の金型コストも不要となる）。

☑エクステリア（外構）をはじめ、新たに宅地造成やリフォーム関連業務の受注を目指す（道路屋のイメージを払拭し、新市場を開拓する）。宅地造成を行う場合、造成・住宅建設・引き渡しまで最低でも2年かかると言われていたが、当社がコンクリート製品を短期間で供給できれば、引き渡しまでにかかる時間の短縮化が進み、工務店や消費者にも大きなメリットとなるほか、コストも大幅に削減できる。

今後の事業展開は？

当面は、市販の3Dプリンターにより、技術の向上および顧客への提案力の強化に努めながら、高付加価値製品の受注を確保します。

将来的には、大手ゼネコンが開発した新型の3Dプリンター（金型を使わずに特殊なセメント系

材料を用いて住宅等の建築物や土木構造物の部材を様々な形状で自動製造できるもの）を導入し、3Dプリンターによる製品の開発・製造・販売の本格化を目指します。

社長さんの一言

お読みいただき、ありがとうございます。コンクリート製品は、従前の単品大量消費から多品種少量消費へと需要が変化し、人材不足に呼応してイノベーションが進む中、新たな市場とための適材を求めるには、マンネリを脱し、これまでなかったツールを自らの得意分野で駆使していくことが求められます。また、近未来において製造形態の劇的変化に対応できるよう、今から営業・製造のスキルやノウハウの取得・蓄積を心掛けて参りたいと存じます。

中央会から

◎経営革新に関するご相談は本会経営支援部までお願い致します ☎043330632802



企業プロフィール

- 【団体名】 千葉県コンクリート製品協同組合
- 【企業名】 株式会社テラコン
- 【代表者】 寺田 裕之
- 【所在地】 成田市並木町成瀬台146-8
- 【電話番号】 0476-22-5577
- 【従業員数】 31名
- 【業種】 セメント・同製品製造業
- 【URL】 <http://www.teracon.co.jp/>
- 【承認年月日】 平成30年8月31日
- 【支援機関】 千葉県中小企業団体中央会

情報連絡員報告を中心とした

県内の中小企業動向

令和元年12月期

情報連絡員50名 回答数50名

全体概要
【前月からの動き】

※下記の数字は情報連絡員からの回答数を表します。

（「好転(上昇、増加)」、「不変」、「減少(悪化、低下)」の3択回答のうち、「不変」を除く「好転」又は「減少」の回答数）

前月比

- ➡製造業では、売上高において「増加した」業種は9から8に減少。「減少した」業種は5のまま変化なし。
- ➡非製造業では、売上高において「増加した」業種は9から13に増加。「減少した」業種は8のまま変化なし。
- ➡業界の景況では、「好転した」業種は3から6に増加。「悪化した」業種は12から9に減少。

前年同月比

- ➡製造業では、売上高において「増加した」業種は5から4に減少。「減少した」業種は10から7に減少。
- ➡非製造業では、売上高において「増加した」業種は10から5に減少。「減少した」業種は9から14に増加。
- ➡業界の景況では、「好転した」業種は6から5に減少。「悪化した」業種は12から13に増加。

製造業

■しょう油・食用アミノ酸製造【県内全域】

12月の売上は、前月に比べて、増加した。

■漬物製造【県内全域】

台風、大雨、消費税10%の増税等により、前年同月比の売上は減少した。

■酒類製造【県内全域】

日本酒の出荷量は、前月比増加となったが、前年同月比は減少となった。

■繊維工業【県内全域】

台風の被害により、受注が増加したが、年末を迎え、落ち着きを見せ始めた。

■木材・木製品製造【県内全域】

業界の景況は活発ではないが、前年同月比と比べ、動きが出てきた。

■製材【木更津】

ロシア、アメリカ及びカナダから材木船の入港がないので、在庫数量が減少した。

■印刷【県内全域】

出版業界の不況により、売上が下がり続けている。また、印刷用紙の不足が続いている。

■電気めっき【県内全域】

12月は、前月と稼働日数が同じ

であり、売上高もわずかに増加した。

■鉄工【千葉】

景気減速感が強まっており、引き合い、受注の不芳状態が続いている。一方、一部の組合企業では働き方改革への対応で、人繰りに苦慮しているところもある。

■機械部品製造【野田】

12月の売上は、先月より冬季需要が動き、売上はプラスだが、微増。一方、前年同月比もプラスとなったが、秋以降の落ち込みが大きかったため、通期ではマイナスである。

■機械部品製造【流山】

景況に変化は、無く、悪くも良くもないようである。近隣の年末の臨時雇用の時給が高騰しており、今後に影響が出そうである。

■機械部品製造【柏】

業種により差があるものの全体的には売上は減少した。特に半導体関連は来年4月に新製品発表があり、下期に期待する。また、上期はスローペース、下期は多少持ち直すようである。

■金属製品製造【船橋】

景況について、10月の台風の影響が残っているが、1月から回復

する見込みである。

■探石

【県内全域】

東京都港湾局発注の新海面処分場や国土交通省関連事業の南北線の事業が本格的な操業となり、全体の出荷量は前年同月比273.3%となった。

■土砂採取

【県内全域】

9月以降三度の風水害に見舞われ、各地で停電による操業停止やプラント設備の水没などの甚大な被害があったが、ほとんどの事業所が操業を再開した。しかし、未だに操業できない事業者や在庫もない事業者もある。

非製造業

■食肉卸売

【千葉市他】

機械や施設の老朽化による修繕が多く、財務状況が悪化している。

■リサイクル卸

【県内全域】

古紙価格の下落が止まらず、流通にも影響が出ている。

■青果卸売

【千葉市】

全体的に気温も高めに推移し、冬物商材の動きが鈍い。また、例年の年末の活気が薄らいでいる感がある。

■自動車解体

【県内全域】

スクラップ価格は前月比で多少

上昇し、やや一息ついたが、年末にもかかわらず、在庫車両が増えず、先行きに不安がある。

■乾物卸売

【県内全域】

千葉県の海苔生産量は前年同月比14%減少した。

■卸売

【茂原】

10月25日に発生した水害の影響で景気が低迷している。

■電気機器小売

【県内全域】

小売業を取り巻く現状は、不景気になり、地方の大型店舗の撤退も相次いでいる。

■青果小売

【千葉市】

年末にしては、青果物の価格が上がらず、売りやすい環境であった。その反面、売上で見ると、微増にとどまった。今後に期待したい。

■中古車仕入・販売

【県内全域】

古物営業法が改正され、必要な手続きの期限が3月31日までと発表されたので、周知活動を行っている。

■小売

【東金】

9月、10月の台風、大雨の影響で、消費マインドが未だ回復していない。飲食、食品関係は他の業種より若干上向いてきた感がある。高額品の動きは鈍い。例年の

年末繁忙期が薄れてきている。消費税の影響、台風の影響がジワジワきている。また、組合員の資金繰りが厳しい状況が続いているとともに人手不足も続いている。

■小売

【野田】

プレミアム商品券の効果は、順調だったが、キャッシュレスに伴うポイント還元制度について申請に時間がかかり過ぎてしまった。

■小売・サービス

【柏】

当商店会において、近隣に大型ショッピングモールが開店したことが大きく影響してきた。取扱アイテムが多いため、全業種に影響を及ぼしている。

■建設揚重

【県内全域】

クレーンの稼働状況は変わりないが、若干地域差が出ている。燃料費の高騰が心配である。

■遊覧船

【鴨川】

対前年比の売上は77%、乗船人員は63%、今月の欠航日数は3日間。対前月比の売上は56%、乗船人員は52%。

■一般廃棄物処理

【千葉市】

働き方改革の影響か、繁忙期であっても、うまくスケジュールを立て、無理をさせる業務を行うことがなくなった様に思います。そ

の代わりに、年内の対応を取れなかったお客様も多くいたように思いますが、これも、業界としての大きな一歩になったと思います。

■土木建築サービス

【県内全域】

例年、理事が手分けして県内15土木事務所を訪問しているが、訪問回数を増やすように努める。

■建設

【県内全域】

組合員による12月の県内公共工事の落札結果は、286件、8,970百万円となった。前月比では2,561百万円の大幅な増加となったが、前年同月比では△101百万円の減少となっている。特に千葉市内の業者が、特別養護老人ホームの工事で2件、3,091百万円の工事を受注している。期中累計では2,302件、93,423百万円の落札結果となり、前年同期比では、件数で2件、金額で3,572百万円の増加となっている。

■貨物運送

【野田市】

今年の年末は平均的に仕事があったような気がする。

■輸出入

【県内全域】

12月の売上は、前月比は減少、前年同月比は増加した。

令和元年度 第2回官公需普及 促進懇談会 開催

本会は1月15日（水）、千葉市内において「令和元年度 第2回官公需普及促進懇談会」を開催した。

本懇談会は中小企業等が直面している官公需受注に係る問題点等を検討し、官公需の受注機会の増大を図るために開催している。

当日は、3部構成による講演が行われ、国・県の官公需施策に関する最新情報のほか、具体的な先進事例（神奈川県官公需適格組合の取り組み）が紹介された。



参加者にとっては、組合事業の意義を再確認し、官公需受注の拡大に向けた戦略を再考する契機になった。

懇談会終了後の懇親会（千葉県官公需適格組合受注促進協議会主催）では、会員相互の活発な情報交流が行われた。

なお、懇談会における講演テーマと登壇者は次のとおり。①国における官公需施策について▼関東経済産業局 産業部適正取引推進課 総括係長 西三重子氏、②千葉県における官公需施策について▼千葉県商工労働部 経済政策課 政策室 副主査 鈴木俊也氏、③「神奈川県官公需適格組合の事例（付加価値向上による官公庁への提案型受注）」▼横浜建物管理協同組合 理事 千田 泰寛氏、神奈川県中小企業団体中央会 組織支援部 部長代理 内田 進氏。

消費税軽減税率対策講習会 開催

本会は1月16日（木）、千葉市内において「消費税軽減税率対策講習会」を開催した。

本講習会は、昨年8月に続いて行われたもので、令和元年10月1日の消費税の引上げと軽減税率制

度の実施に伴い、県内中小企業者がこれに円滑に対応する必要があることから、今年度第2回目の開催となった。

当日は、税理士法人塚野会計事務所 代表社員 税理士 塚野 真知子氏を講師に迎え、「消費税引上げおよび軽減税率制度導入後の実務上の留意点・対策について」と題する講演が行われた。

また、講演後の質疑応答では、事業利用分量配当や賦課金の取り扱い等、組合特有の検討課題に対する質問が複数寄せられ、参加者は最後まで真剣に耳を傾けていた。



商業4団体合同委員会 県内商業4団体と県との 意見情報交換会 開催

本会は1月16日（木）、千葉市内において「商業4団体合同委員会」「県内商業4団体と県との意見情報交換会」を開催した。

当日は、「意見情報交換会」に先立ち、「商業4団体合同委員会」が開催され、県内の商業4団体（千葉県商店街連合会・伊勢田政員会長、千葉県商店街振興組合連合会・石戸新一郎理事長、千葉県共同店舗協議会・中村秀朗会長、千葉県商業協同組合協議会・土屋利夫会長）を対象に毎年2月に実施される「商業4団体合同新春講演会及び賀詞交歓会」の開催日時や内容等に関する審議が行われた。

続く「意見情報交換会」では、千葉県の商業施策に関する説明（県商工労働部 経営支援課）の後、県内事業者の現状と今後についての意見情報交換が行われ、官民双方の立場や状況、今後の課題等に係る理解の増進が図られた。

また、「意見情報交換会」の後に行われた交流会は、終始和やかな中にも活気に満ちた会となった。

令和2年度(2020年度)中小企業・小規模事業者関係 税制改正について

中小企業庁は、令和2年度税制改正（中小企業・小規模事業者関係）の概要を公表した。

本改正では、オープンイノベーション税制の創設、エンジェル税制の拡充、少額減価償却資産の取得価額の特例措置、交際費課税の特例措置、再編・統合等に係る税負担の軽減措置の延長等を行われている。その概要は、以下のとおり。

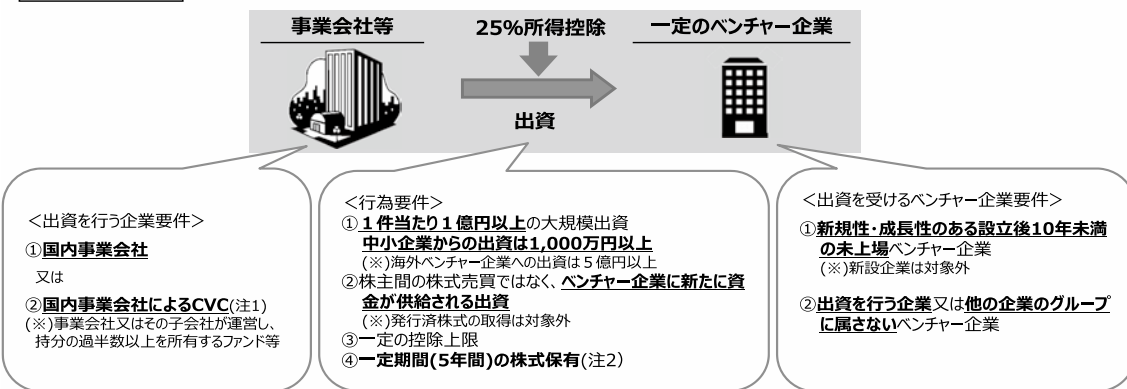
オープンイノベーション促進税制の創設 （法人税、法人住民税、事業税）

新設

- アベノミクスの成果により増加してきた現預金等を活用して、イノベーションの担い手となるスタートアップへの新たな資金の供給を促進し成長に繋げていくため、国内の事業会社やCVC(コーポレートベンチャーキャピタル)から、創業10年未満・未上場のベンチャー企業に対する1億円以上の出資について、**25%の所得控除**を講ずる。

改正概要

【適用期限：令和3年度末まで】



+

- 事業者は、経済産業省に対し、1年間の出資案件に関して、「各出資が事業会社、ベンチャー企業双方の事業革新に有効であり、制度を濫用するものでないこと」を決算期にまとめて報告。(事前認定は行わない)

(注1) CVCとは、事業会社によるベンチャーキャピタルのことを指す。

(注2) 5年以内に株式を譲渡した場合や配当の支払いを受けた場合等には、控除額を益金算入。

特定新規中小会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例及び特定中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除等（エンジェル税制） （所得税・個人住民税）

拡充

- 創業間もないベンチャー企業にとって**資金調達は依然大きな課題**。
- そのため、12年ぶりにエンジェル税制を見直し、**時代の変化に対応した制度**とすることで個人投資家からの投資を促し、ベンチャー企業に必要なリスクマネーを供給する。
- 具体的には、**対象ベンチャー企業の拡大**や**多様な層の投資家**が本税制を利用しやすいよう手続きの簡素化を図る。

改正事項① 対象企業要件を、設立後3年未満から5年未満へ改正

製品やサービス開発等の高度化を背景に、高度な技術を要し開発期間が長期化するベンチャー企業が増加→長期に渡る研究開発により**黒字化に時間を要している企業への資金供給を促進**

改正事項② 経済産業大臣認定制度の拡充

エンジェル投資家の裾野拡大を背景に、ベンチャー企業の目利きができる事業者の認定制度を拡充
認定事業者を経由した投資については企業の要件確認を簡素化
→**認定ファンドおよび新たに認定対象とする株式投資型クラウドファンディングを通じた投資の促進**

改正事項③ 申請手続きの重複を改善

ベンチャー企業が都道府県に行う申請書類の重複を改善し、申請手続きの効率化を行う。

中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置の延長

(所得税・法人税・個人住民税・法人住民税・事業税)

延長

- 中小企業者等が30万円未満の減価償却資産を取得した場合、合計300万円までを限度に、即時償却（全額損金算入）することが可能となる税制措置。
- 中小企業者等における①償却資産の管理や申告手続などの事務負担の軽減、②少額減価償却資産の取得促進による事務処理能力・事業効率の向上を図るため、適用対象者を見直した上で、適用期限を2年間延長する。

改正概要

- 適用期限を2年間延長（令和3年度末まで）
- 適用対象から、連結納税制度適用事業者及び従業員500人超の法人を除外する。



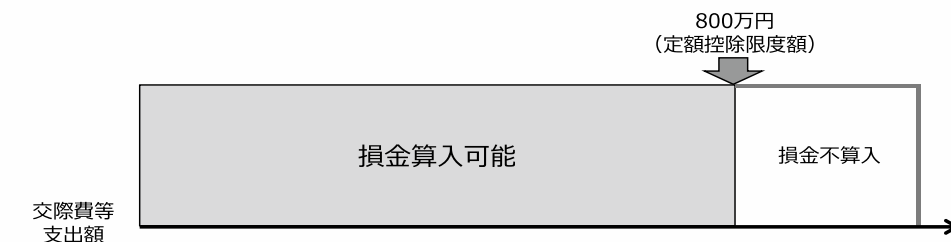
中小法人の交際費課税の特例措置の延長 (法人税・法人住民税・事業税)

延長

- 法人が支出した交際費等は原則として損金に算入できないこととされているが、特例として、**中小法人については定額控除限度額（800万円）までの交際費等を全額損金算入することが可能。**
- 販売促進手段に限られる中小法人にとって、**交際費等は事業活動に不可欠な経費**であること等を踏まえ、本税制措置の適用期限を2年間延長する。

改正概要

- 適用期限を2年間延長（令和3年度末まで）



「交際費等」とは、交際費、接待費、機密費その他の費用。
 得意先、仕入先その他事業に関係のある者等に対する、接待、供応、慰安、贈答その他これらに類する行為のための支出。

【参考】中小法人については、上記特例措置（※1）と交際費等のうち接待飲食費の50%までを損金に算入することができる措置（大法人も適用可能※2）との選択適用が可能。

※1 平成25年度税制改正で、定額控除限度額の引上げ（600→800万円）、損金算入割合の拡充（90→100%）が行われた。

※2 平成26年度創設。令和2年度税制改正で、資本金の額等が100億円超の大法人については適用外となった。

中小企業・小規模事業者の再編・統合等に係る税負担の軽減措置の延長

(登録免許税・不動産取得税)

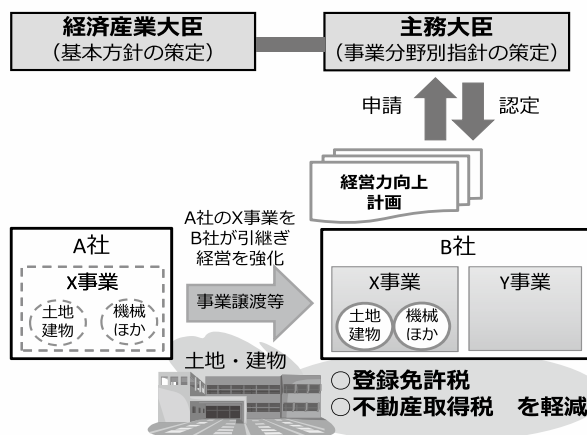
延長

- 後継者不在のため事業承継が行えないといった課題を抱える場合、**いわゆるM&Aにより経営資源や事業の再編・統合を促すことにより、事業の継続・技術の伝承等を図ることが重要。**
- 認定を受けた経営力向上計画に基づいて、再編・統合を行った際に係る登録免許税・不動産取得税を軽減することで**次世代への経営引継ぎを加速させる措置**について、**適用期限を2年間延長する。**

改正概要

○適用期限を2年間延長（令和3年度末まで）

【中小企業等経営強化法】



<登録免許税の税率>

		通常税率	計画認定時の税率
不動産の 所有権 移転の 登記	合併による移転の 登記	0.4%	0.2%
	分割による移転の 登記	2.0%	0.4%
	その他の原因による 移転の登記	2.0%※	1.6%

<不動産取得税の税率>

	通常税率	計画認定時の税率 (事業譲渡の場合※2)
土地 住宅	3.0%※1	1/6減額相当 (税率にすると2.5%)
住宅以外の 家屋	4.0%	1/6減額相当 (税率にすると3.3%)

※1 令和3年3月31日まで、土地や住宅を取得した場合には3.0%に軽減されている。(住宅以外の建物を取得した場合は4.0%)

※2 合併・一定の会社分割の場合は非課税

中小企業・小規模事業者関係のその他の項目について

<延長>

- 産業競争力強化法に基づく創業支援等事業計画の認定自治体における登録免許税の軽減措置の延長 (登録免許税)

我が国における創業の活性化を図るため、特定創業支援等事業の支援を受けた個人が創業する際、株式会社等の設立に要する登録免許税の軽減措置について、適用期限を2年間延長する。

<検討事項>

- 小規模企業等に係る税制のあり方の検討 (所得税、個人住民税)

個人事業主、同族会社、給与所得者の課税のバランスや勤労性所得に対する課税のあり方等にも配慮しつつ、個人と法人成り企業に対する課税のバランスを図るための外国の制度も参考に、引き続き、給与所得控除などの「所得の種類に応じた控除」と「人的控除」のあり方を全体として見直すことを含め、所得税・法人税を通じて総合的に検討する。

◎詳しくは、中小企業庁のホームページをご覧ください。

<https://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/zeisei/2019/191225zeiritu.html>

【トップページ>財務サポート>税制>令和2年度税制改正（中小企業・小規模事業者関係）の概要を公表します】

(事業主の方へ)

台風19・20・21号の災害に伴う雇用調整助成金の特例措置を実施しています

雇用調整助成金とは、経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して一時的に休業(※)、教育訓練又は出向を行い、労働者の雇用の維持を図った場合に、休業手当、賃金等の一部を助成するものです。

(※)「休業」とは、事業主が労働者に仕事を休ませることをいい、店舗を閉店していても、労働者に後片付けや内部の事務作業を行わせているような場合は、「休業」に該当しません。

全員でなく、一部の労働者を休業させる場合も雇用調整助成金の対象となります。ただし、終日ではなく、短時間休業を行う場合には、1時間以上、かつ、労働者全員が一斉に休業する必要があります。

【特例措置の内容】(台風に伴う経済上の理由により休業等を行う事業主が対象です。)

休業等の初日が令和元年10月12日から令和2年4月11日までの間にある場合、以下の措置を講じます。

① **休業(教育訓練、出向は除く)を実施した場合の助成率を引き上げます。**

【中小企業】2/3 ⇒ 4/5 【大企業】1/2 ⇒ 2/3

(※岩手、宮城、福島、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、新潟、山梨、長野、静岡の各都県内の事業所が対象です。)

② **支給限度日数を「1年間で100日」から「1年間で300日」に延長します。**

(※岩手、宮城、福島、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、新潟、山梨、長野、静岡の各都県内の事業所が対象です。)

③ **新規学卒採用者など、雇用保険被保険者として継続して雇用された期間が6か月未満の労働者についても助成対象とします。**

④ 過去に雇用調整助成金を受給したことがある事業主であっても、

ア 前回の支給対象期間の満了日から1年を経過していなくても助成対象とし、

イ 通常、支給限度日数は1年間で100日、3年間で通算150日までのところ、今回の特例の対象となった休業等については、その制限とは別枠で受給可能とします。

(届出の遡及と支給要件緩和に係る特例措置)

⑤ 災害発生日(令和元年10月12日)に遡っての休業等計画届提出が、令和2年1月20日提出分まで可能です。

⑥ 生産指標の確認期間を3か月から1か月に短縮しています。

⑦ 災害発生時に起業後1年未満の事業主についても助成対象としています。

⑧ 最近3か月の雇用量が対前年比で増加していても助成対象としています。

【台風に伴う「経済上の理由」とは】

風水害による直接的な被害そのものは経済上の理由に当たりませんが、災害に伴う以下のような経営環境の悪化については経済上の理由に当たり、それによって事業活動が縮小して休業等を行った場合は助成対象となります。

(経済上の理由例)

- ・ 取引先の浸水被害等のため、原材料や商品等の取引ができない
- ・ 交通手段の途絶により、来客がない、従業員が出勤できない、物品の配送ができない
- ・ 電気・水道・ガス等の供給停止や通信の途絶により、営業ができない
- ・ 風評被害により、観光客が減少した
- ・ 施設、設備等の修理業者の手配や修理部品の調達が困難で、早期の修復が不可能

【その他の支給要件】

その他、雇用保険の適用事業所であること等の支給要件があります。詳細については、千葉労働局職業対策課事業所給付係までお問合せください。(電話 043-221-4393)



厚生労働省・千葉労働局



011204千